

# 経営者のための やさしい企業年金教室

2021年11月1日

## 40 時限目：企業型確定拠出年金（DC）の加入可能年齢の引上げ

令和3年4月1日施行の「改正高年齢者雇用安定法」により、70歳までの就業機会の確保措置が努力義務となりました。今後は、60歳を過ぎても企業に勤める方が、増加するものと思われま

す。これに呼応して、企業型確定拠出年金（以下企業型 DC）の加入可能年齢も延長されます。また、これにより確定給付企業年金（DB）や厚生年金との整合性も図られます。

### ■ 現在の企業型 DC 加入可能年齢

60歳を過ぎて働く場合は、同じ職場で働き続けられるとは限らず、関連会社へ転籍する、或いは退職後再就職するケースも考えられます。

現在の法律でも、規約に定めがあれば「65才未満」の厚生年金被保険者を加入者として加入できます。ただし、「同一事業所で継続して使用される者に限る」という条件があり、関連会社への転籍や転職した場合は加入できません。

### ■ 令和4年5月1日からの改正内容

改正後は、厚生年金被保険者であれば加入可能となり、「同一事業所」や「年齢」の要件は無くなります。ただし、厚生年金被保険者と

なれるのは70歳未満までなので、その年齢を超えて加入し続けることは出来ません。

今回の法改正により、60歳を過ぎて新たな職場で働き始めた場合でも、規約に定めがあれば、再度企業型 DC に加入することが可能になりました。

### ■ 老齢給付金を受給すると再加入は出来ない

例えば、これまで勤めていた企業で、60歳の定年時に企業型 DC を一時金で受取っていたとします（これを裁定請求と言います。年金で受領しても同じです）。その後再就職した会社の企業型 DC の規約が、60歳以上でも加入可能と定められていたとしても、過去に裁定請求を行っていたら、加入することは出来ません。

裁定請求を行っていたことを告げないで加入した場合は、事実が判明した時点で過去にさかのぼって加入者資格が取り消されます。

### ■ 運用指図者となる選択

それでは、定年を迎えて加入者ではなくなりましたが、すぐには資金が必要ではない場合は、どうすれば良いのでしょうか。新たな掛金は拠出せず、運用のみを行う「運用指図者」になる選択があります。現在は、70歳までですが、法改正後は75歳まで運用を継続することが

# 経営者のための やさしい企業年金教室

出来るようになります。ただし、これまで会社が負担してくれていた事務費は、本人負担になることが一般的です。

## ■ 個人型確定拠出年金（iDeCo）への加入

38 時限目でも解説しましたが、令和 4 年 5 月 1 日からは、国民年金の被保険者(厚生年金の加入者であれば、第 2 号被保険者となります)の加入可能年齢が 60 歳から 65 歳に上げられます。60 歳で企業型 DC の裁定請求を行ったのちに別の企業に再就職して厚生年金の加入者となった場合は、新たに iDeCo に加入し資産形成を図ることも出来ます。

iDeCo の掛金は 5 千円以上と定められています。また、加入時の費用は約 3 千円、加入後の管理費用は金融機関により異なり、年間 2 千円から 7 千円程度が必要です。

ただし、老齢基礎年金又は老齢厚生年金を繰上げ請求した者は、iDeCo に加入することは出来ません。

◇企業年金相談センター（NPO 法人企業・  
団体支援日本FP協議会） 田中 均

